○　佐賀県市町村職員共済組合組合会会議規則施行規程

（昭和３７年１２月２１日
佐 共 規 程 第 １ 号）

改正　昭和４０年　３月　３日規程第２４号

（出席簿）

第１条　組合会会議規則第 1 条に規定する議長に対する議員の参集通告の方法については、議場に備え付の別紙様式第 1 号による出席簿に押印して行うものとする。

（委任状）

第２条　佐賀県市町村職員共済組合定款第 21 条第 2 項の規定による書面（以下「委任状」という。）は、別紙様式第 2 号によるものとする。

附　則

この規程は、昭和 37 年 12 月 21 日から施行する。

附　則（昭和 40 年 3 月 3 日規程第 24 号抄）

この規程は、昭和 40 年 3 月 3 日から施行し、昭和 39 年 10 月 9 日から適用する。

別紙様式第１号

出　　席　　簿

組合会年月日 議員氏名	第　　回 年　月　日	第　　回 年　月　日	第　　回 年　月　日

別紙様式第２号　（昭和 40 規程 24・全部改正）

委　　任　　状

代　理　人　の　氏　名

私は、地方公務員等共済組合法施行令第 13 条の規定並びに佐賀県市町村職員共済組合定款第 21 条の規定等に基づき、上記の者を代理人として下記の権限を委任します。

記

公告第　　号により昭和　　年　　月　　日に招集された佐賀県市町村職員共済組合第　　回組合会における議決権又は選挙権を行なうこと。

昭和　　年　　月　　日

委任する議員の氏名　　㊞

（注）　代理人の氏名は、必ず、委任する議員において記入すること。